

日医発第 1130 号 (医経) 令和 7 年 10 月 9 日

都道府県医師会 担当理事 殿

> 公益社団法人 日本医師会 常任理事 宮川 政昭 (公印省略)

令和7年度最低賃金額の改定等に関する周知・広報の実施等について(協力依頼)

この度、厚生労働省医政局総務課より本会に対し「令和7年度最低賃金額の改定等に関する周知・広報の実施等について(協力依頼)」が発出されました。

令和7年度の地域別最低賃金額の改定については、令和7年10月から順次発効されています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴 会管下の関係医療機関等への周知等についてご高配賜りますようお願い申し上げま す。

また、周知のためのポスターを各都道府県ごとに作成しており、各都道府県労働 局で保有しているとのことですので、必要に応じてお問い合わせをお願いいたしま す。

なお、添付資料の参考 2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として業 種横断的に案内されておりますが、社会保険診療を中心に行う医療機関等においては 主として発注者の立場からの指針が関係します。

【添付資料】

- ・厚生労働省医政局総務課「令和7年度最低賃金額の改定等に関する周知・広報の実施等について(協力依頼)」(事務連絡 令和7年10月8日)
- ·(参考 1) 令和 7 年度 地域別最低賃金改定状況
- ・(参考 2) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】
- ·(参考3)都道府県労働局賃金課(室)連絡先一覧

事 務 連 絡 令和7年10月8日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

令和7年度最低賃金額の改定等に関する 周知・広報の実施等について(協力依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとう ございます。

別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、令和7年度最低賃金額の改定等 に関する周知・広報の実施等にかかる協力依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様や都道府県医師会等に対して で改定額等の周知・広報に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)所在地一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
- ・最低賃金特設サイト https://saiteichingin.mhlw.go.jp/

医政局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

令和7年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に 関する周知・広報の実施等について(協力依頼)

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上 げます。

さて、令和7年度の地域別最低賃金につきましては、10月1日から順次発効されます。 また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

厚生労働省では、改定された最低賃金額(以下「改定額」という。)の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引の改善のための施策(以下「各種賃上げ支援施策」という。)の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴職におかれましても、改定額及び各種賃上げ支援施策の周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。周知のためのポスター等につきましては、都道府県ごとに作成し、各都道府県労働局で保有しておりますので、必要に応じお問い合わせください。

加えて、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たっては、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」(令和7年4月22日閣議決定)記第2の4(5)③において、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定)の趣旨を最大限考慮するものとするとされたことを踏まえ、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮をお願いいたします。また、所管法人・関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますよう併せてお願い申し上げます。

令和7年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	改定額[円] ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	2025年 10月4日
青森	1,029 (953)	76	2025年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	2025年 12月1日
宮城	1,038 (973)	65	2025年 10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	2026年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	2025年 12月23日
福島	1,033 (955)	78	2026年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	2025年 10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	2025年 10月1日
群馬	1,063 (985)	78	2026年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	2025年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	2025年 10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	2025年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	2025年 10月4日
新潟	1,050 (985)	65	2025年 10月2日
富山	1,062 (998)	64	2025年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	2025年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	2025年 10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	2025年 12月1日
長野	1,061 (998)	63	2025年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	2025年 10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	2025年 11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	2025年 10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	2025年 11月21日
滋 賀	1,080 (1, 017)	63	2025年 10月5日
京 都	1,122 (1, 058)	64	2025年 11月21日
大 阪	1,177 (1, 114)	63	2025年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	2025年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	2025年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	2025年 11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	2025年 10月4日
島根	1,033 (962)	71	2025年 11月17日
超	1,047 (982)	65	2025年 12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	2025年 11月1日
口口	1,043 (979)	64	2025年 10月16日
徳島	1,046 (980)	66	2026年 1月1日
香川	1,036 (970)	66	2025年 10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	2025年 12月1日
高知	1,023 (952)	71	2025年 12月1日
福岡	1,057 (992)	65	2025年 11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	2025年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	2025年 12月1日
熊本	1,034 (952)	82	2026年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	2026年 1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	2025年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	2025年 11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	2025年 12月1日

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- √ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:本社(経営トップ)の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、 ②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

受注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公 共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議 所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に 情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、 価格交渉の申込み様式(例)を活用することも考えられる。

★行動②:根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、<u>最</u> 低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など の公表資料を用いること。

★行動③:値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの<u>定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング</u>、業界の定期的な価格交渉の時期など<u>受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング</u>、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら 希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライ チェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行 うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取 引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを 受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求めら** れた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、 必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する こと。

発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

★行動①: 定期的なコミュニケーション 定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管 価格交渉の<u>記録を作成</u>し、発注者と受注者と双方で<u>保管する</u>こ と。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ https://www.jftc.go.jp/dk/ guideline/unyoukijun/rom uhitenka.html



説明動画

(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)

https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM



公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。



https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

(説明動画)



本指針の説明は、約20分(1分42秒 から22分50秒まで)です。是非、社内 研修等で御活用ください。

また、本指針についての御不明点 は、公正取引委員会までお問い合わ せください(03-3581-3378)。

○都道府県労働局賃金課(室)連絡先一覧

局名	担当課	電話番号	所在地	
北海道労働局	賃金室	[011-709-2311]	札幌市北区北8条西2-1-1	
青森労働局	賃金室	[017-734-4114]	青森市新町2-4-25	
岩手労働局	賃金室	[019-604-3008]	盛岡市盛岡駅西通1-9-15	
宮城労働局	賃金室	[022-299-8841]	仙台市宮城野区鉄砲町1	
秋田労働局	賃金室	[018-883-4266]	秋田市山王7-1-3	
山形労働局	賃金室	[023-624-8224]	山形市香澄町3-2-1	
福島労働局	賃金室	[024-536-4604]	福島市花園町5-46	
茨城労働局	賃金室	[029-224-6216]	水戸市宮町1-8-31	
栃木労働局	賃金室	[028-634-9109]	宇都宮市明保野町1-4	
群馬労働局	賃金室	[027-896-4737]	前橋市大手町2-3-1	
埼玉労働局	賃金室	[048-600-6205]	さいたま市中央区新都心11-2	
千葉労働局	賃金室	[043-221-2328]	千葉市中央区中央4-11-1	
東京労働局	賃金課	[03-3512-1614]	千代田区九段南1-2-1	
神奈川労働局	賃金室	[045-211-7354]	横浜市中区北仲通5-57	
新潟労働局	賃金室	[025-288-3504]	新潟市中央区美咲町1-2-1	
富山労働局	賃金室	[076-432-2735]	富山市神通本町1-5-5	
石川労働局	賃金室	[076-265-4425]	金沢市西念3-4-1	
福井労働局	賃金室	[0776-22-2691]	福井市春山1-1-54	
山梨労働局	賃金室	[055-225-2854]	甲府市丸の内1-1-11	
長野労働局	賃金室	[026-223-0555]	長野市中御所1-22-1	
岐阜労働局	賃金室	[058-245-8104]	岐阜市金竜町5-13	
静岡労働局	賃金室	[054-254-6315]	静岡市葵区追手町9-50	
愛知労働局	賃金課	[052-972-0257]	名古屋市中区三の丸2-2-1	
三重労働局	賃金室	[059-226-2108]	津市島崎町327-2	
滋賀労働局	賃金室	[077-522-6654]	大津市打出浜14-15	
京都労働局	賃金室	[075-241-3215]	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	
大阪労働局	賃金課	[06-6949-6502]	大阪市中央区大手前4-1-67	
兵庫労働局	賃金室	[078-367-9154]	神戸市中央区東川崎町1-1-3	
奈良労働局	賃金室	[0742-32-0206]	奈良市法蓮町387	
和歌山労働局	賃金室	[073-488-1152]	和歌山市黒田2-3-3	
鳥取労働局	賃金室	[0857-29-1705]	鳥取市富安2-89-9	
島根労働局	賃金室	[0852-31-1158]	松江市向島町134-10	
岡山労働局	賃金室	[086-225-2014]	岡山市北区下石井1-4-1	
広島労働局	賃金室	[082-221-9244]	広島市中区上八丁堀6-30	
山口労働局	賃金室	[083-995-0372]	山口市中河原町6-16	
徳島労働局	賃金室	[088-652-9165]	徳島市徳島町城内6-6	
香川労働局	賃金室	[087-811-8919]	高松市サンポート3-33	
愛媛労働局	賃金室	[089-935-5205]	松山市若草町4-3	
高知労働局	賃金室	[088-885-6024]	高知市南金田1-39	
福岡労働局	賃金室	[092-411-4578]	福岡市博多区博多駅東2-11-1	
佐賀労働局	賃金室	[0952-32-7179]	佐賀市駅前中央3-3-20	
長崎労働局	賃金室	[095-801-0033]	長崎市万才町7-1	
熊本労働局	賃金室	[096-355-3202]	熊本市西区春日2-10-1	
大分労働局	賃金室	[097-536-3215]	大分市東春日町17-20	
完成光 焦日			宮崎市橘通東3-1-22	
宮崎労働局	賃金室	[0985-38-8836]		
名	賃金室	[0985-38-8836] [099-223-8278]	宮崎市橋通東3-1-22 鹿児島市山下町13-21	